

議案第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年(2018年)2月 日提出

宝塚市長 中川 智子

宝塚市条例第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「第27第1項」を「第27条第1項」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 特定教育・保育施設 支援法第27第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。</p> <p>(11)～(24) (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 特定教育・保育施設 支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。</p> <p>(11)～(24) (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

1 改正する条例

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
(平成26年条例第30号)

2 改正点

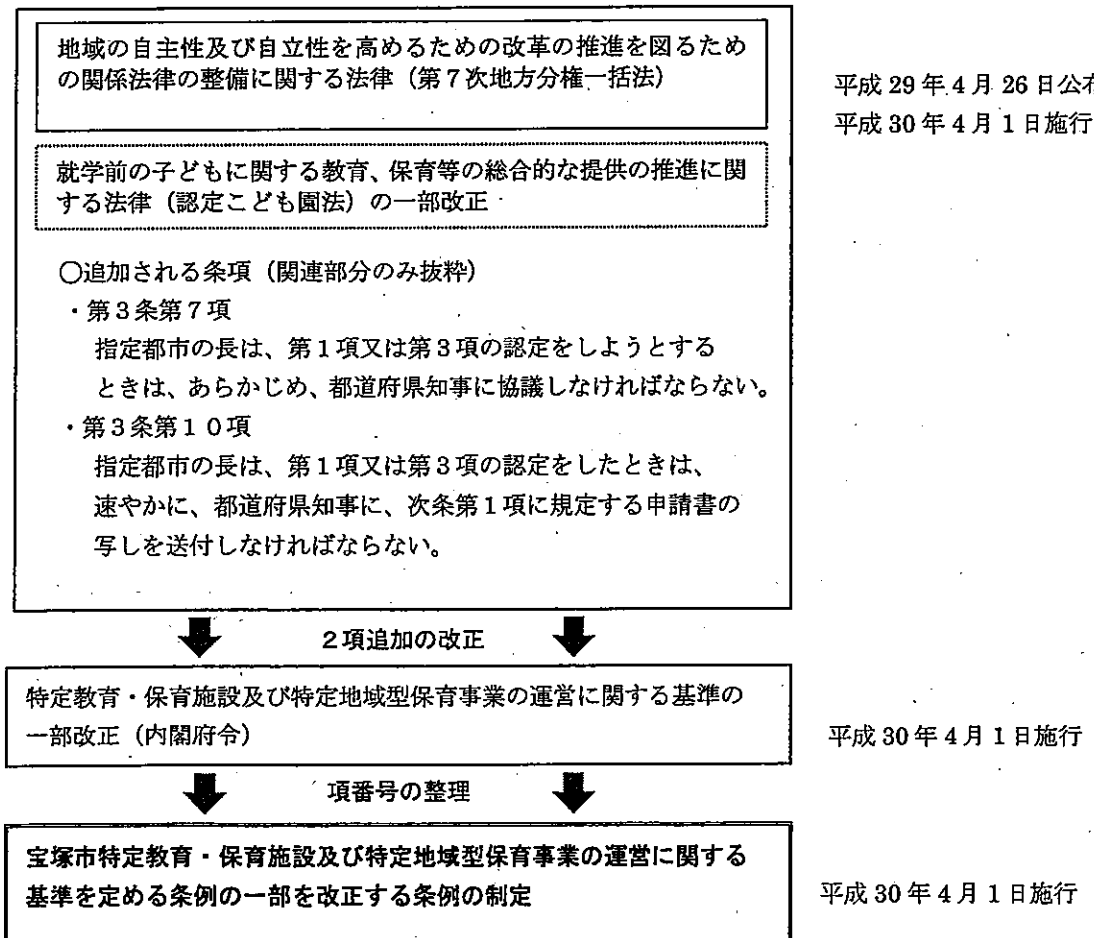
第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める

3 改正理由

・第15条第1項第2号中の改正について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第7次地方分権一括法)」が、平成30年4月1日に施行されることに伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限を指定都市へ委譲等が行われました。

この法律では、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)」条文中、指定都市への権限移譲に関する、第3条第7項及び同条第10項の追加などが盛り込まれました。それを受けて、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)」が改正されたため、宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を一部改めます。



4 施行日

平成30年4月1日

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第7次地方分権一括法）の概要

平成29年4月  
内閣府地方分権改革推進室  
平成29年4月19日成立  
平成29年4月26日公布

## 第7次地方分権一括法

「提案募集方式」に基づく地方からの提案について、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

## 提案募集方式を活用した地方分権改革

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進

## 改正内容

### I 都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲（4法律）

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限を指定都市へ移譲等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法）
- ・ 指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲（児童福祉法）
- ・ 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲（児童福祉法）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

### 【10法律を一括改正】

### II 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（6法律）

- ・ 地方公共団体が審査請求を不適法却下する場合における議会への諮問手続を事後報告に見直し（地方自治法）
- ・ 農業共済事業を行う市町村等に対する家畜共済事業実施の義務付けの緩和等（農業災害補償法）
- ・ 都道府県による地域森林計画の一定の事項の変更等に係る国への協議を届出に見直し（森林法）
- ・ 都道府県による土地利用基本計画の策定・変更に係る国への協議を意見聴取に見直し（国土利用計画法）
- ・ 特別支援学校への就学のための経費支弁事務におけるマイナンバー制度による情報連携の項目追加（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）
- ・ 公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和等（公営住宅法）

## 施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

## Ⅰ 都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲(4法律)

【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法】

- ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲
- ② 認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理及び周知並びに報告の徴収の事務・権限を認定等の権限を有する市へ移譲

【児童福祉法】

- ③ 指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

- ④ 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲

## Ⅱ 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等(6法律)

【地方自治法】

- ① 地方公共団体が審査請求を不適法却下する場合における議会への諮問手続を事後報告に見直し

【農業災害補償法】

- ② 農業共済事業を行う市町村等に対する家畜共済事業実施の義務付けの緩和
- ③ 農業共済組合連合会がない都道府県における都道府県農業共済保険審査会の必置義務の見直し

【森林法】

- ④ 都道府県による地域森林計画における森林施業の合理化に関する事項の変更等に係る国への協議を届出に見直し

【国土利用計画法】

- ⑤ 都道府県による土地利用基本計画の策定・変更に係る国への協議を意見聴取に見直し

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律】

- ⑥ 特別支援学校への就学のための経費支弁事務におけるマイナンバー制度による情報連携の項目追加

【公営住宅法】

- ⑦ 公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和
- ⑧ 公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務の緩和
- ⑨ 公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準を条例で定めることを可能とする

# Ⅰ 都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲

## ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園)の認定等の事務・権限を、指定都市へ移譲することにより、指定都市における窓口の一本化による事業者の利便性の向上を図るとともに、指定都市による計画的な施設整備による子育て環境の充実に資する。

(施行日:H30.4.1)

権限	都道府県	指定都市
幼保連携型認定こども園の認可等		○
幼保連携型以外の認定こども園の認定等	○	→

## ② 認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理及び周知並びに報告の徴収の事務・権限を認定等の権限を有する市へ移譲(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理、報告の徴収等の権限を、認定等の権限を有する市へ移譲することにより、認定こども園の運営状況を一体的に把握した上で効果的な指導・監督の実施に資する。

(施行日:H30.4.1)

権限	改正前	改正後
認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理等	都道府県	認定等の権限を有する市※

※幼保連携型認定こども園は指定都市・中核市に移譲済み  
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は①により指定都市に移譲予定

## ③ 指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲(児童福祉法)

指定に係る事業所が一の中核市に所在する指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を、中核市へ移譲することにより、これら事業者に対する中核市による一体的な指導・監督の実施に資する。

(施行日:H31.4.1)

権限	都道府県	中核市
指定、立入検査等	○	→ ※
業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等	○	→

※「指定、立入検査等」は政令改正により移譲予定。

府子本第52号  
29文科初第1403号  
子発0131第2号  
平成30年1月31日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市・中核市市長 殿  
各指定都市・中核市教育委員会教育長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )  
文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための  
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う就学前の子どもに関する  
教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の  
改正について (通知)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成29年法律第25号。以下「第7次一括法」という。)が平成30年4月1日に施行されることに伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 (平成26年内閣府/文部科学省/厚生労働省令第2号)、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 (平成26年内閣府/文部科学省/厚生労働省告示第2号)について、別紙1～3のとおり改正し、平成30年4月1日から施行・適用することとしましたので通知します。

各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、管内市町村及び関係団体に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、第7次一括法による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号)等の改正内容については、「地域の自主性及び自立

性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の改正について」（平成29年5月17日付け府子本第412号・29文科初第297号・雇児発0517第3号）により示しているところです。

別紙1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成30年内閣府／文部科学省／厚生労働省令第1号）  
（条文）

別紙2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第45号）（条文）

別紙3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示（平成30年内閣府／文部科学省／厚生労働省告示第1号）（条文）



国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十七号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七條の二第二項（同法第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一條の規定に基づき、この政令を制定する。国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九條の三第十項及び第二十九條の四の三第六項中「四十九万円」を「五十万円」に改める。

第二十九條の七第二項第九号中「五十四万円」を「五十八万円」に改め、同条第五項第一号中「四十九万円」を「五十万円」に、「二十七万円」を「二十七万五千円」に改め、同項第三号口中「二十七万円」を「二十七万五千円」に改め、同号八中「四十九万円」を「五十万円」に改める。

附則第四條第二項第六号中「五十四万円」を「五十八万円」に改める。

附 則

- （施行期日）
- 1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
  - 2 この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。（経過措置）
  - 3 国民健康保険法施行令第二十九條の二の第二項に規定する基準日（同令第二十九條の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。
  - 4 この政令による改正後の第二十九條の七第二項及び第五項並びに附則第四條第二項の規定は、平成三十年年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十九年年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信  
内閣総理大臣 安倍 晋三

府 令

○内閣府令第四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）の施行に伴い、及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十一項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第四号に掲げる事項</p> <p>〔三・四 略〕</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第十五条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第四号に掲げる事項</p> <p>〔三・四 同上〕</p>
備考 表中「」の記載は注記である。	

附 則  
この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

府 令 ・ 省 令

○内閣府令第二号  
文部科学省令第二号  
厚生労働省

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）の施行に伴い、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
文部科学大臣 林 芳正  
厚生労働大臣 加藤 勝信